

法定相続分の詳細【相続人が配偶者＋兄弟姉妹（又は甥姪）の場合】

【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。
詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

相続人が配偶者＋兄弟姉妹（「兄弟姉妹」→「兄弟姉妹の子」※「兄弟姉妹の孫」以降は対象外）の場合の法定相続分は

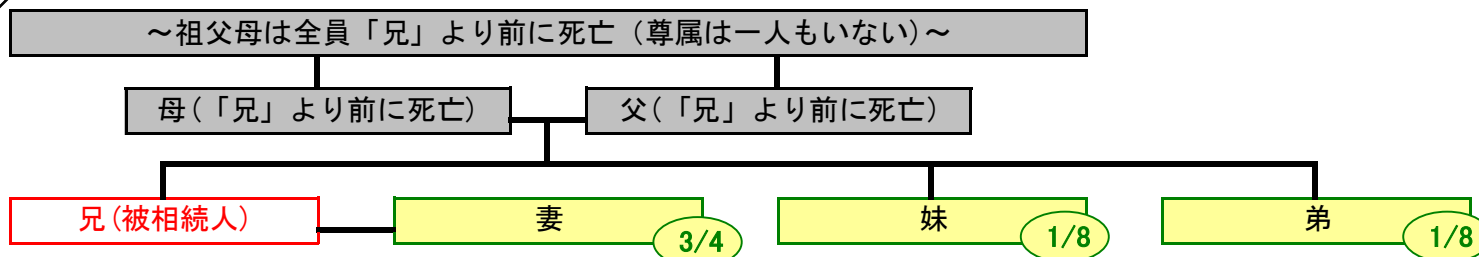
・「配偶者」が $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$ となります。

※但し、兄弟姉妹が複数いる場合は、兄弟姉妹の持分である $1/4$ を均等割りとなります。

※また、父母の一方のみが同じである兄弟姉妹は、父母の両方が同じ兄弟姉妹の相続分の $1/2$ となります。

※更に、兄弟姉妹が先に亡くなっている場合にその兄弟姉妹に子供（甥姪）がいる場合には、その兄弟姉妹の取り分を甥または姪が取得（甥や姪が複数いれば孫間で均等）。※甥姪が亡くなっている場合に甥姪に子がいても相続しません。

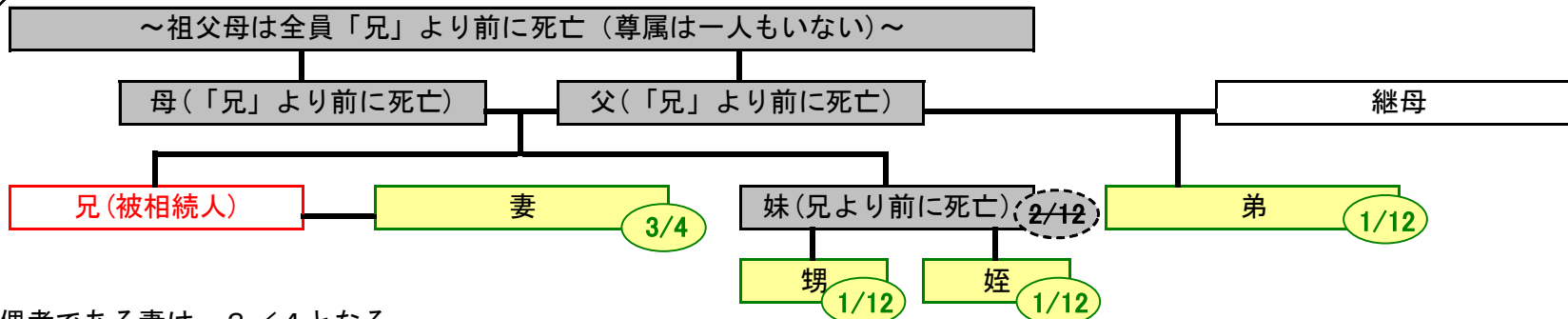
<簡単な例>



[解説]

・配偶者である妻は、 $3/4$ となる。 ・兄弟姉妹2名が $1/4$ を均等割りとなり $1/8$ ずつとなる。

<複雑な例>



[解説]

・配偶者である妻は、 $3/4$ となる。
・父母を同じくする妹と父のみ同じ弟は、 $1/4$ を2：1の割合で分ける事になり、妹が $2/12$ で弟が $1/12$ となる。
・更に妹は先に亡くなっている為、妹の子である甥と姪が妹に代わって相続する（代襲相続）。甥と姪は、妹を均等割りとなり、 $1/12$ ずつとなる。